

本庄市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱

令和7年1月23日

教育委員会告示第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本庄市の市立小・中学校のうち、学校給食の提供方法が自校方式（自校に給食調理場を有するものをいう。）である学校の学校給食用物資（以下「物資」という。）の納入業者の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(登録要件)

第2条 本庄市学校給食用物資納入業者（以下「納入業者」という。）の登録要件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 経営状況として、次のア及びイに掲げる要件に該当すること。

ア 常時営業を続けていること。

イ 工場、店舗等固定した営業施設を有し、電話設備を有すること。

(2) 信用状況として、次のアからエまでに掲げる要件に該当すること。

ア 営業経歴から信用性があり、経営状態が良好であること。

イ 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。

ウ 現在も引き続いて2年以上その営業をしていること。

エ 市税に滞納がないこと。

(3) 衛生状況として、次のアからウまでに掲げる要件に該当すること。

ア 保健所の食品衛生監視票が良好であること。

イ 従業員の健康管理が十分に行われていること。

ウ 製品加工業者については、材料倉庫、製品置場、冷凍及び冷蔵設備等衛生上必要な設備を備えていること。

(4) 対応能力として、次のアからエまでに掲げる要件に該当すること。

ア 指定の期日、時間及び場所に物資納入できること。

イ 特別な理由により物資返品が必要が生じた場合、これに応じられること。

ウ 特別な理由により物資の種類及び数量、期日及び時間に変更が生じた場合、その変更に応じられること。

エ 納入物資に不良品がある場合は、直ちにその交換ができること。

(納入業者の登録申請)

第3条 納入業者の登録申請をしようとする者は、学校給食用物資納入業者登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

(1) 営業概要表(様式第2号)

(2) 食品衛生監視票の写し又は食品衛生監視指導・立入検査票の写し

2 登録申請の受付期間は、教育長が別に定める。

(業者の指定及び登録)

第4条 教育長は、納入業者の登録申請について、第2条の登録要件に基づき、適格者であるか審査し、指定決定の上、学校給食用物資納入指定業者(以下「指定業者」という。)として登録する。

2 前項に定める登録の有効期間は、2年間とする。ただし、随時受付の場合は、学校給食用物資の指定業者として登録された日(以下「登録日」という。)から登録日の属する定期受付による登録期間の満了日までとする。

(登録内容の変更)

第5条 指定業者として登録された者は、登録内容に変更が生じた場合には、速やかに学校給食用物資納入業者登録変更申請書(様式第3号)を提出しなければならない。

(発注業者の選定)

第6条 業者の選定については、指定業者として登録されている者を優先的に選定するものとする。ただし、緊急な場合等については、この限りでない。

(指定業者の取消し)

第7条 教育長は、指定業者が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第2条の登録要件を満たさなくなった場合又は再三にわたる教育長の改善指示に従わない場合

(2) 保健所の命令により業務の執行を停止させられた場合

(3) 物資の正常な調達を阻害する行為、その他違法な行為を行ったと認め

られる場合

(指定業者の責務)

第8条 指定業者は、常に学校給食の重要性を認識し、登録の条項を遵守するとともに、教育長の指示に従い誠意を持って業務を遂行しなければならない。

(指定業者の報告事項)

第9条 指定業者は、指定業者の代表者及び従業員（指定業者が個人の場合にあつては、その家族を含む。）の中に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項から第4項までの規定による感染症が発生した場合は、速やかに報告を行わなければならない。

(庶務)

第10条 この要綱に係る庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年2月3日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の本庄市学校給食用物資納入業者登録に関する要綱の規定は、この告示の施行の日以後に登録申請される納入業者の登録について適用し、同日前に登録申請された納入業者の登録については、なお従前の例による。